



はにたん

高槻市

マスコットキャラクター

資料 2

排水規制に係る 規則改正について

高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例
施行規則第6条関係





1. 排水基準とは

- 排水基準とは、工場からの排水を河川等へ流す際に、有害物質等の許容限度を定めたもの
例：砒素、水銀、六価クロム化合物、大腸菌群数 など
- このたび、国が定める排水基準の見直しが予定されていることから、本市の排水基準の見直しを行おうとするもの



2. 六価クロム化合物について

- 国において、六価クロム化合物の一日摂取量の限度が新たに示され、これに伴い、国が定める排水基準が改正予定
- 国が定める排水基準の見直しを受け、市が定める六価クロム化合物の排水基準の見直しを行う

排水基準

	改正前	改正後
上水道水源地域	0.05 mg/L	0.02 mg/L
その他の地域	0.5 mg/L	0.2 mg/L

国、府も
同様の
見直し



3. 大腸菌群数について

- ふん便汚染の指標として、これまで大腸菌群数が採用
- 大腸菌群数は自然由来の細菌も含まれており、ふん便汚染を的確に捉えられていない
- 近年、簡便な大腸菌数の測定技術が確立



- 国が定める排水基準の項目が大腸菌群数から大腸菌数へ見直されるのを受け、排水基準の項目も同様に見直しを行う

排水基準

	改正前	改正後
項目	大腸菌群数	大腸菌数
排水基準	日間平均3000個/cm ³	日間平均800個/cm ³

国、府も
同様の
見直し



スケジュール

施行規則改正

令和6年3月

排水基準の適用開始

国に準じて設定

- ・六価クロム化合物(基準強化) 令和6年4月
- ・大腸菌数(項目変更) 令和7年4月